

## ■平成 29 年度中に策定・改定する健康医療部関係計画（計 8 計画）について

健康医療部が所管する以下の 8 計画が策定・改定時期を迎えており、効果的・効率的な医療提供体制の構築や府民の健康寿命の延伸等を図るために、各計画の整合と連携を図りながら、めざすべき将来像や具体的な対策等について検討を進めています。※大阪府高齢者計画、大阪府障がい者計画等、福祉に関する計画とも連携しながら計画を策定する。

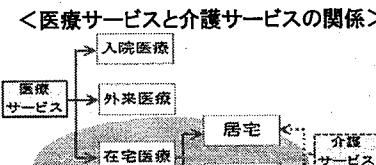
保健・医療		「予防」を中心とする計画	「医療」を中心とする計画
分野	精神・救急・災害・周産期・小児・在宅		
	脳血管疾患 心疾患 糖尿病	<b>大阪府健康増進計画</b> [健康増進法第 8 条] (大阪府地域職域連携推進協議会) ▶生活習慣病の予防・早期発見・重症化予防に係る施策を総合的・計画的に推進	<b>大阪府保健医療計画</b> [医療法第 30 条の 4] (大阪府医療審議会) ▶医療の機能分化・連携を進め、効果的・効率的な医療提供体制を構築 ▶地域医療構想の実現に向けた今後の方向性を示し、地域包括ケアシステムの構築と連携した計画 ▶急速に進む高齢化に対応
	がん	<b>大阪府がん対策推進計画</b> [がん対策基本法第 12 条] (大阪府がん対策推進委員会) ▶がん対策を総合的・計画的に推進（がんの予防・早期発見、がん医療の充実、患者支援の充実、がん対策を社会全体で進める環境づくり）	
	アルコール	<b>大阪府アルコール健康障がい対策推進計画</b> [アルコール健康障害対策基本法第 14 条] (大阪府依存症関連機関連携会議) ▶アルコールに関する施策を総合的・計画的に推進	
	歯科	<b>大阪府歯科口腔保健計画</b> [歯科口腔保健の推進に関する法律第 13 条] (大阪府生涯歯科保健推進審議会) ▶歯科口腔保健対策を総合的・計画的に推進	※「予防」を中心とする計画（大阪府健康増進計画等）の取組みに関する全体の方向性を記載
	食育	<b>大阪府食育推進計画</b> [食育基本法第 17 条] (大阪府食育推進計画評価審議会) ▶食育に関する施策を総合的・計画的に推進	
	食の安全安心	<b>大阪府食の安全安心推進計画</b> [大阪府食の安全安心推進条例第 8 条] (大阪府食の安全安心推進協議会) ▶食の安全安心の確保に関する施策を総合的かつ計画的に推進	
医療費適正化		<b>大阪府医療費適正化計画</b> [高齢者医療確保法第 9 条] (大阪府医療費適正化計画推進審議会) ▶府民の健康保持及び医療の効率的な提供を推進し、府民の生活の質を確保・向上	

# 第7次大阪府保健医療計画 素案(概要) 1/2

## 1 本計画のポイント

### ● 医療と介護の連携

- ・団塊の世代が75歳以上となる2025年に向け、病床の機能分化・連携の推進と在宅医療・介護の充実等の地域包括ケアシステム構築を一体的に行われるよう、計画を改定
- ・そのため、3ヵ年計画である介護保険事業(支援)計画と整合性を確保する観点から、これまでの5ヵ年計画から6ヵ年計画に変更



### ＜施策・指標マップ＞

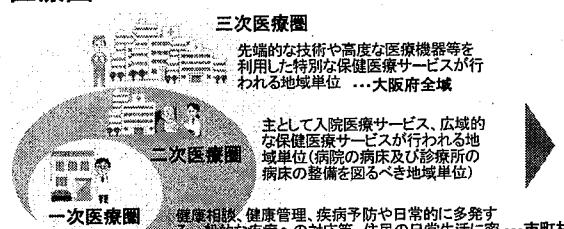


### ● PDCAサイクルに基づく計画推進

- ・6年後のめざす姿(C)を目的に、目標(B)を設定し、毎年度、取組み(A)を具体的に効果検証

## 2 大阪府における医療の提供体制と需要見込み

### ● 医療圏

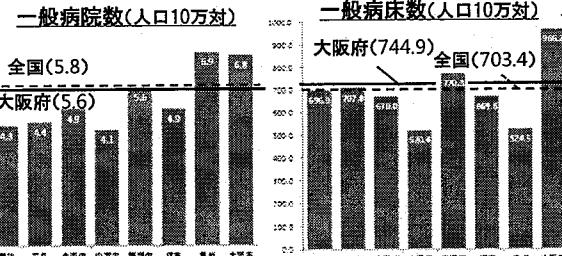


### 大阪府の二次医療圏

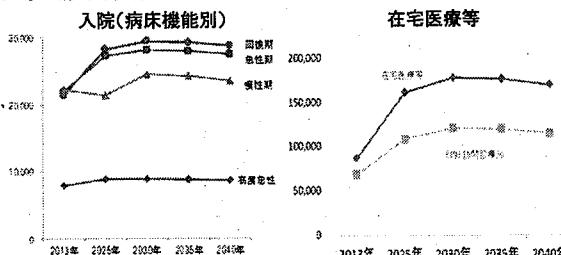


### ● 病院数と病床数

- ・府内の一般病院数は491病院で、一般病床数は65,844床(平成27年)
- ・人口10万人対では、府全体はほぼ全国平均。ただし、二次医療圏別ではバラツキがみられる。



### ● 医療需要見込み



## 3 将来のあるべき医療提供体制の構築に向けて

### ＜治療経過毎の医療機能＞



### 【第7次計画の基本的方向性】

住み慣れた地域で、医療サービスを必要なときに受けることができるよう、医療と介護が連携した、効果的・効率的で切れ目のない医療の提供をめざす。

### ● 病床機能の分化・連携の推進

・高齢者人口の増加に伴う医療需要の変化を見据え、病床機能報告の報告区分の割合を、2025年の必要病床数の機能区分割合に近づけていくことが必要

#### 【主な取組・目標】

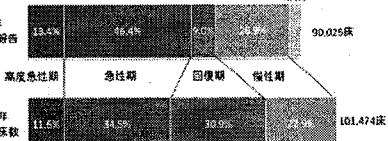
- ・2025年に必要な病床機能の確保  
(病床機能報告における回復期病床割合の増加)

#### (基準病床数)

- ・今後の高齢者人口の増加に伴う医療需要の増大に踏まえ、基準病床数の改訂が必要

\* 基準病床数算定の特例(医療法第30条の4 第7項)については検討中

## 算定中



### ● 在宅医療の充実

・高齢化に伴う疾病構造・受療行動の変化に対しては、多様な医療提供を可能とする医療従事者の確保(量の確保)と機能強化(質の向上)が必要

- ・退院支援から看取りまでの地域で完結できる医療提供体制が必要

#### 【主な取組・目標】

- ・地域ごとに在宅患者の急変時の受入体制の確保  
(人口規模に応じた在宅療養後方支援病院が整備されている地域数の増加)
- ・円滑な在宅復帰を支える人材・機能の確保  
(退院支援加算を算定している病院・診療所数の増加)

### ● さらなる高齢化への対応

- ・さらなる高齢化の進展に向け、人生の最終段階における医療及びケアについて、医療関係者、患者・家族への普及・啓発が必要

#### 【主な取組・目標】

- ・患者・家族が適切に医療を選択できるよう、府民への普及・啓発
- ・患者・家族の意思決定を尊重した支援が行えるよう、医療従事者の理解促進  
(在宅看取りを実施している病院・診療所数の増加)

### ● 5疾病4事業等 → 裏面

### ● 二次医療圏における医療体制

- ・府内8つの二次医療圏ごとに、地域の実情を踏まえ、将来のあるべき医療提供体制について、関係者間で協議し、とりまとめる

# 第7次大阪府保健医療計画 素案(概要) 2/2

## - 現状・課題と今後の主な取り組み・目標等 -

凡例:★:重点取組、⑩:平成28年(2016年)

### がん

- ・府の年齢調整死亡率は減少傾向だが、全国平均を上回る。
- ・予防・早期発見に向けた取組みとあわせて、がん診療拠点病院の機能強化、各医療機関の役割に基づく連携の強化が必要。

#### ●がんの予防・医療等の充実

- ・第3期大阪府がん対策推進計画に基づく予防・医療等の充実(同計画の目標値)
- ・生活習慣改善、がん教育、がん検診受診率向上と精度管理・普及啓発等

#### ★がんの医療機能の分化・連携の推進

- ・がんの医療機能の分化・連携(各圏域で設定した取組指標)
- ・圏域におけるがん医療提供体制に係るデータ分析をもとに、今後のめざすべき方向性を関係者で共有し、医療機関の自主的な取組を促進

### 救急医療

- ・年々、救急搬送患者が増加しており、救急医療機関の質を担保しつつ、救急医療体制の確保が必要。
- ・救急搬送人員の軽症患者の割合が高いため、府民に対する救急医療の適正利用を啓発していくことが必要。

#### ★救急医療体制の確保と質的向上

- ・脳卒中など救急隊判断の的中率や圏域外への搬送などについて、病院前活動と病院後活動の一體的な検証を行う体制を、すべての二次医療圏で整備(30分以内搬送率 ⑩ 94.9% → 向上)
- ・府民への情報提供や普及啓発を行い、救急医療の適正利用を呼びかけ(軽症患者の割合 61.5% → 減少)

### 小児医療

- ・救急隊の現場滞在時間は、小児救急では97%が30分以内であり、依然3%が30分を超えている。

- ・医療的ケア児等の在宅療養を支えるための地域医療体制の整備が必要。

#### ●小児救急医療・相談体制の確保

- ・圏域外への搬送などについて、病院前活動と病院後活動の一體的な検証を行う体制を、すべての二次医療圏で整備(30分以内搬送率 ⑩ 集計中)

#### ★慢性疾患・障がい児の支援体制の整備

- ・訪問診療等が地域で可能になるように、内科医等を対象に小児特有の医療技術の習得を目的とした研修を小児科医との同行訪問も含め実施等(在宅医療に対応できる医療機関数)

### 脳卒中等の心筋梗塞等の 脳血管疾患・心血管疾患・糖尿病

- ・治療を行う医療機関は充実。今後も保健医療提供体制のあり方について検討が必要。

#### ●疾患の予防

- ・生活習慣病に共通する危険因子を取り除くことで、発症リスクを抑制できることから、第3次大阪府健康増進計画に基づきライフスタイルに応じた発症予防・再発予防(同計画の目標値)

#### ★医療機能の分化・連携の推進

- ・脳血管疾患等の医療提供体制や医療連携の状況等を把握し、関係者間でめざすべき方向性の共有を図ることにより、地域の医療機関の自主的な取組みを促進(同各圏域で設定する目標値)

### 精神疾患

- ・府における精神保健福祉手帳保持者数、通院医療費公費負担患者数は増加傾向。二次医療圏ごとに、多様な精神疾患等\*に対応できる医療体制を構築することが必要。

\*統合失調症、認知症、児童・思春期精神疾患、気分障がい、PTSD、依存症、てんかん、高次脳機能障がい、摂食障がい、発達障がい、妊産婦メンタルヘルス等

#### ★多様な精神疾患等への対応

- ・都道府県拠点、地域連携拠点、地域精神科医療提供機関を定め、医療機能の明確化を図り、連携を推進(目標値検討中)

#### ●依存症対策の充実

- ・精神障がいにも対応した地域包括ケアシステムの構築

### 災害医療

- ・災害時に備え、災害拠点病院の整備やDMATの育成など、着実に取り組んでいる。引き続き、災害医療体制の充実強化に向けた取組みを推進することが必要。

#### ★災害医療体制確保に向けた関係機関との連携強化

- ・災害医療コーディネーターの確保(⑩20人→⑩30人→⑩40人)
- ・訓練を通じた連携強化(訓練回数:毎年1回以上)

#### ●災害医療体制の強化

- ・病院の耐震化率の向上(⑩59.9%→⑩70%→⑩全国平均以上)
- ・災害拠点病院の事業継続性確保(⑩26%→⑩以降100%)

#### ●緊急被ばく医療体制の充実

### 周産期医療

- ・周産期母子医療センターなどは、計画に基づく量的整備は充足しているが、さらなる医療機能強化が必要。

- ・出生数は減少傾向にあるが、未受診妊産婦等産婦人科救急患者、最重症合併症妊産婦は一定水準で推移しており、引き続き体制維持が必要。

#### ★周産期医療体制の整備

- ・新たな医療ニーズに対応するため、精神疾患を合併する妊産婦の対応、災害時の業務継続計画策定など総合周産期母子医療センターの指定基準を改定(緊急体制協力医療機関数 ⑩37機関 → 維持)

#### ●産前産後の支援体制整備

- ・妊産婦検診未受診分娩数(⑩260 → 減少)

### その他の医療体制と保健医療従事者の確保・資質向上

#### ◆医療安全対策

- ・医療法に基づく指針の作成状況(診療所)(⑩50%→⑩70%→⑩100%)

#### ◆感染症対策

- ・(新興感染症等に備えた)感染症指定医療機関に係る病床の確保(⑩一類:4床、二類:72床→⑩現状維持→⑩現状維持)

#### ◆臓器移植対策

- ・臓器提供の意思表示率(⑩19.1%→⑩増加→⑩増加)

#### ◆骨髄移植対策

- ・ドナー登録者数(新規)(⑩585人→⑩700人→⑩850人)

#### ◆難病対策

- ・難病対策基本方針に基づく難病診療連携拠点病院の設置状況(⑩0→⑩1→⑩1)

#### ◆アレルギー疾患対策

- ・拠点病院の設置数(⑩0→⑩1~2→⑩1~2)

#### ◆歯科医療対策

- ・医療機関と連携するかかりつけ歯科診療所数(⑩539か所→⑩増加→⑩増加)

#### ◆薬事対策

- ・かかりつけ薬剤師指導料及びかかりつけ薬剤師包括管理料届出数(⑩1,960件→⑩2,299件→⑩2,638件)

#### ◆血液の確保対策

- ・大阪府献血推進計画の目標献血者数の達成率(⑩97.8%→⑩100%以上→⑩100%以上)

#### ◆保健医療従事者の確保・資質向上

- ・医師確保が困難や診療科に従事する医師の確保、地域間のバランスの取れた医師確保等

## 第7次大阪府保健医療計画 目標値一覧(案)

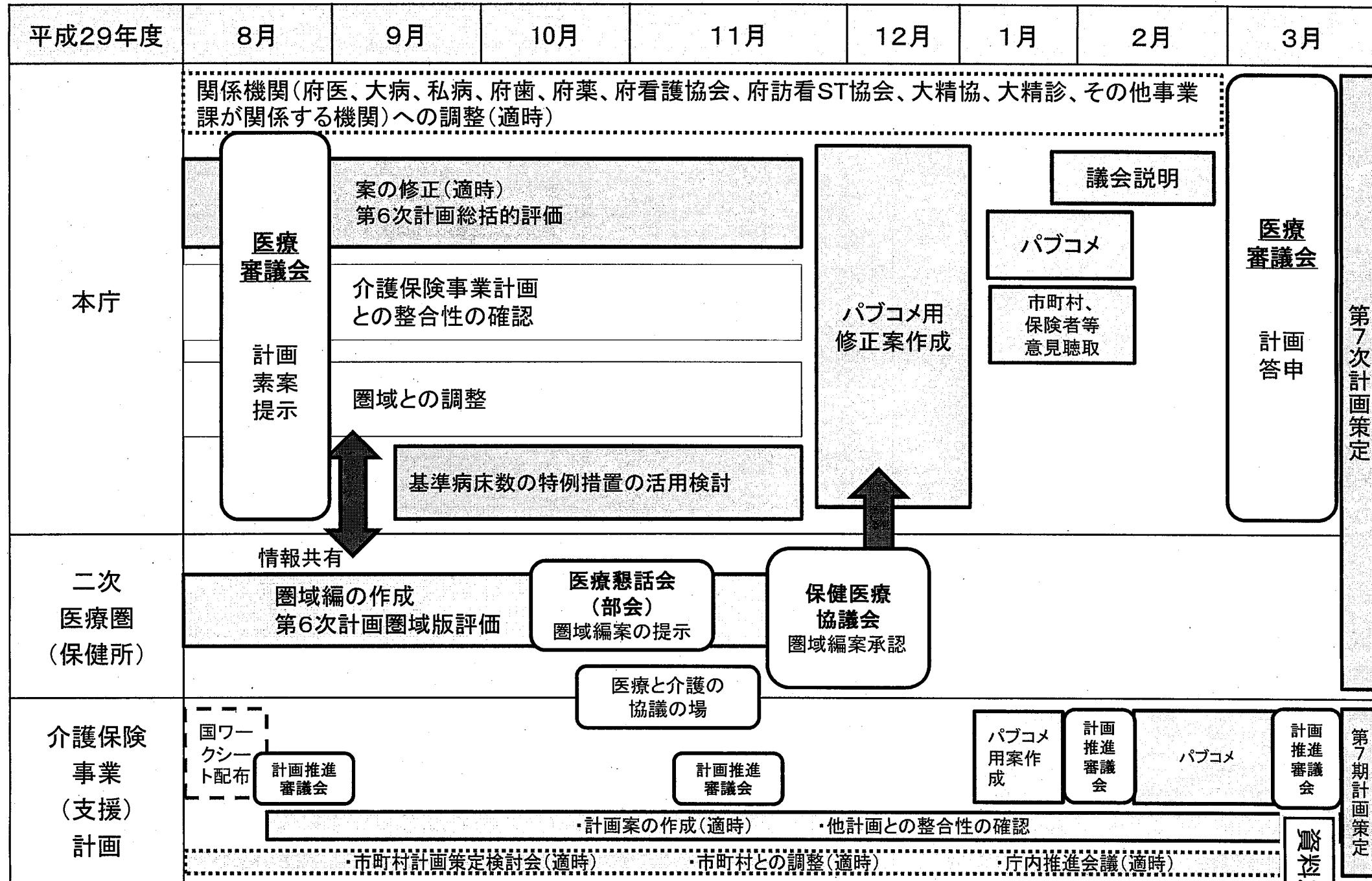
資料2-3

		現 状			目標値	
	対象年齢	健 優	出典	2020年度(中間年)	2023年度(最終年)	
<b>地域医療構想</b>						
合規性	指 標					
日 目標						
C 目的						
<b>地域医療構想</b>	<b>日 病床機能報告における回復期病床の割合</b>	<b>-</b>	<b>8.8%</b>	<b>病床機能報告(H28)</b>	<b>増加</b>	<b>増加</b>
<b>想</b>	<b>日 各園域で設定した取り組みの達成</b>	<b>-</b>		園域編作成後に設定		
<b>(第5章) 在宅医療</b>						
分類	指 標	現 状		目標値		
B 目標						
C 目的						
<b>B 訪問診療を実施している病院・診療所数</b>	<b>-</b>	<b>2,156か所</b>	<b>医療施設調査(H26年)</b>	<b>検討中</b>	<b>検討中</b>	
<b>B 在宅歯科医療サービスを実施している歯科診療所数</b>	<b>-</b>	<b>1,134か所</b>	<b>医療施設調査(H26年)</b>	<b>検討中</b>	<b>検討中</b>	
<b>B 在宅患者調剤加算の届出業局数</b>	<b>-</b>	<b>1,366か所</b>	<b>近畿厚生局施設基準届出(H25年)</b>	<b>検討中</b>	<b>検討中</b>	
<b>B 訪問看護師数</b>	<b>-</b>	<b>3,640人</b>	<b>介護サービス施設事業所調査(H27年)</b>	<b>検討中</b>	<b>検討中</b>	
<b>B 人口規模に応じた在宅療養後方支援病院が整備された園域数(0.4か所/園域10万人)</b>	<b>-</b>	<b>2園域</b>	<b>近畿厚生局施設基準届出(H25年)</b>	<b>検討中</b>	<b>検討中</b>	
<b>在宅医療</b>						
<b>B 在宅看取りを実施している病院・診療所数</b>	<b>-</b>	<b>335か所</b>	<b>医療施設調査(H26年)</b>	<b>検討中</b>	<b>検討中</b>	
<b>B 退院支援加算を算定する病院・診療所数</b>	<b>-</b>	<b>248か所</b>	<b>医療施設調査(H26年)</b>	<b>検討中</b>	<b>検討中</b>	
<b>B 介護支援連携指導料を算定している病院・診療所数</b>	<b>-</b>	<b>集計中</b>	<b>NDB(H29年)</b>	<b>検討中</b>	<b>検討中</b>	
<b>B 訪問診療件数</b>	<b>-</b>	<b>107,714件</b>	<b>医療施設調査(H26年9月)</b>	<b>検討中</b>	<b>検討中</b>	
<b>B 在宅看取り件数</b>	<b>-</b>	<b>555件</b>	<b>医療施設調査(H26年9月)</b>	<b>検討中</b>	<b>検討中</b>	
<b>B 介護支援連携指導料算定件数</b>	<b>-</b>	<b>20,031件</b>	<b>NDB(H28年)</b>	<b>検討中</b>	<b>検討中</b>	
<b>(第6章) 5疾病4事業の医療体制</b>						
分類	指 標	現 状		目標値		
B 目標						
C 目的						
<b>B 第3期大阪府がん対策推進計画での目標値の達成</b>	<b>-</b>		2020年度(中間年) 2023年度(最終年)			
<b>B 各園域で設定した取り組みの達成</b>	<b>-</b>		第3次がん対策推進計画後に設定			
<b>(第1節) がん</b>	<b>C がんによる年齢調整死亡率の減少(人口10万対)</b>	<b>75歳未満</b>	<b>精査中</b>	<b>大阪府におけるがん登録(H26年)</b>	<b>第3期がん対策推進計画と調整</b>	
<b>C がんによる年齢調整死亡率の減少(人口10万対)</b>	<b>75歳未満</b>	<b>84.4</b>	<b>国立がん研究センターがん登録情報セターバンル登録(H27年)</b>	<b>第3期がん対策推進計画と調整</b>		
<b>B 第3次大阪府健康増進計画での目標値の達成</b>	<b>-</b>	<b>集計中</b>	<b>大阪府医療対策課調べ、第3次健康増進計画で評価します</b>	<b>検討中</b>	<b>検討中</b>	
<b>(第2節) 脳卒中等の脳血管疾患</b>	<b>B 各園域で設定した取り組みの達成</b>	<b>-</b>	<b>大阪府医療対策課調べ、第3次健康増進計画で評価します</b>	<b>検討中</b>	<b>検討中</b>	
<b>C (10万対)</b>	<b>脳卒中による輸送困難患者</b>	<b>-</b>	<b>男性 33.2</b>	<b>厚生労働省「人口動態統計」(H22年)</b>	<b>第3次健康増進計画と調整</b>	
<b>B 脳卒中による輸送困難患者</b>	<b>-</b>	<b>女性 16.6</b>	<b>大阪府医療対策課調べ、第3次健康増進計画で評価します</b>	<b>検討中</b>	<b>検討中</b>	
<b>(第3節) 心筋梗塞等の心臓血管疾患</b>	<b>B 各園域で設定した取り組みの達成</b>	<b>-</b>	<b>男性 72.9</b>	<b>厚生労働省「人口動態統計」(H22年)</b>	<b>第3次健康増進計画と調整</b>	
<b>C 心筋梗塞等の心臓血管疾患</b>	<b>-</b>	<b>女性 37.6</b>	<b>大阪府医療対策課調べ、第3次健康増進計画で評価します</b>	<b>検討中</b>	<b>検討中</b>	
<b>(第4節) 糖尿病</b>	<b>B 各園域で設定した取り組みの達成</b>	<b>-</b>	<b>日本透析医学金「わが国透析透析療法の現況」(H27年)</b>	<b>第3次健康増進計画で評定</b>	<b>第3次健康増進計画と調整</b>	
<b>C 糖尿病による新規人人工透析患者数の減少</b>	<b>-</b>	<b>1,162人</b>				
<b>指 標</b>						
分類	指 標	現 状		目標値		
B 目標						
C 目的						
<b>B 合併症支援病院数</b>	<b>-</b>	<b>19</b>	<b>大阪府地域保健課調べ(H27年)</b>	<b>2020年度(中間年)</b>	<b>2023年度(最終年)</b>	
<b>B おおさか精神科急救ダイヤルを経由しての精神科救急患者の受け入れまでの時間</b>	<b>-</b>	<b>要受け入れまでは非該当</b>	<b>要受け入れまでは非該当</b>	<b>①検討中</b>	<b>①検討中</b>	
<b>B 依存症診療・回復プログラム実施医療機関数</b>	<b>-</b>	<b>集計中</b>	<b>大阪府地域保健課調べ(H27年)</b>	<b>②検討中</b>	<b>②検討中</b>	
<b>(第5節) 精神疾患</b>	<b>B 認知症地域連携拠点医療機関数</b>	<b>-</b>	<b>大阪府地域保健課調べ(H27年)</b>	<b>③検討中</b>	<b>③検討中</b>	
<b>B 1年以上長期入院者数</b>	<b>-</b>	<b>1,923人</b>	<b>CPMS登録医療機関情報調査(2017年)</b>	<b>④検討中</b>	<b>④検討中</b>	
<b>B 精神病床における早期退院率(入院後3か月、入院後6か月、入院後1年)</b>	<b>-</b>	<b>63.0% 68.4%</b>	<b>国の方検討報告書よりの推計値(2016年)</b>	<b>25%</b>	<b>54.5%</b>	

分類 B:自第 C:目的	指標	対象 年齢	現状		目標値	
			値	出典	2020年度(中間年)	2023年度(最終年)
(第6節) 救急医療	B 二次救急医療機関数	—	287か所	大阪府医療効率課 調べ(H28年度)	現状維持	現状維持
	B 眼科・耳鼻咽喉科の二次後送体制に協力する医療機関数	—	/耳鼻咽喉科31か所 眼科31か所	大阪府医療効率課 調べ(H28年度)	現状維持	現状維持
	B 救急センター指定数	—	0か所	大阪府医療効率課 調べ(H29年度)	0か所	2か所
	B 30分以内搬送率	—	5.1%	大阪府医療効率課 調べ(H27年度)	向上	向上
	B 軽症患者の割合	—	61.5%	大阪府医療効率課 調べ(H27年度)	減少	減少
	C 救急入院患者の21日後生存率	—	集計中	大阪府医療効率課 調べ(H28年度)	向上	向上
(第7節) 災害医療	B 災害医療コーディネーター数	—	20人	大阪府医療効率課 調べ(H29年)	30人	40人
	B 災害医療訓練の回数	—	1回	大阪府医療効率課 調べ(H28年)	毎年1回以上	毎年1回以上
	B 病院の耐震化率	—	59.9%	厚生労省病院耐震改修 状況調査(H28年)	70%	全国平均以上 (H28:71.5%)
	B 災害拠点病院のBCP策定率	—	28%	大阪府医療効率課 調べ(H29年)	100%	100%
	B 原子力災害拠点病院数	—	0病院	大阪府医療効率課 調べ(H29年)	1病院	1病院
	B 原子力災害医療協力機関数	—	0機関	大阪府医療効率課 調べ(H28年)	2機関	2機関
(第8節) 周産期医療	B 緊急体制協力医療機関数	—	37医療機関	大阪府地域保健課 調べ(H28年度)	維持	維持
	B 妊婦健診未受診分娩数	—	260	未受診妊婦未健診調 査(H27年度)	減少	減少
	B 子育て世代包括支援センター設置市町村	—	29市町村	大阪府地域保健課 調べ(H29年)	43市町村	43市町村
	C 妊産婦死亡率	—	1.4(全国3.8)	大阪府人口動態統 計(H27年)	全国平均以下	全国平均以下
	C 新生児死亡率	—	0.6(全国0.9)	大阪府人口動態統 計(H27年)	全国平均以下	全国平均以下
	C 周産期死亡率	—	3.2(全国3.7)	大阪府人口動態統 計(H27年)	全国平均以下	全国平均以下
(第9節) 小児医療	C 妊娠・出産について満足しているものの割合	—	73.7%	健やか親子21 (H27年度)	80%	85%
	C 育てにくさを感じた時に対処できる親の割合	—	77.7%	健やか親子21 (H27年度)	85%	95%
	B 30分以内搬送率	—	集計中	大阪府医療効率課 調べ(H●年度)	向上	向上
	B 在宅医療に対応できる医療機関数	—	1,962機関 (H27年度)	近畿新生局データ より大阪府算定 (H28年度)	増加	増加
	B 小児虐待に対する体制を整えている救急告示医療機 関	—	33.2%	大阪府地域保健課 調べ(H29年)	100%	100%
	B 小児虐待による研修の参加医療機関数	—	全保健機関 (H28年度)	大阪府地域保健課 調べ(H28年度)	維持	維持
C 小児死亡率(15歳未満)(人口10万対)	—	15歳 未満	0.2	人口動態調査(H26 年度)	全国平均以下	全国平均以下

(第7章) その他医療体制

分類 B目標 C目的	指標	対象 年齢	現 状		目標値	
			値	出典	2020年度(中間年)	2023年度(最終年)
(第1節) 高齢者医療	B 在宅看取りを実施している病院・診療所数	-	335か所	医療施設調査(H26年)	検討中	検討中
(第2節) 医療安全対策	B ホームページへのアクセス数	-	(H30年度分を131年4月に把握予定)	大阪府保健医療企画課調べ(H27年度)	70%	100%
(第3節) 感染症対策	B 感染症指定医療機関に係る病床の確保	-	新規 一類：4床 二類：72床	大阪府医療対策課調べ(H28年度)	一類：4床 二類：72床	一類：4床 二類：72床
(第4節) 臓器移植対策	B A I D S /感染者新規報告比率	-	98.9%	大阪府医療対策課調べ(H28年)	95%以上	95%以上
(第5節) 骨髓移植対策	B 臓器提供の意思表示率	-	25.5%	大阪府医療対策課調べ(H28年)	25%前後	25%前後
(第6節) 難病対策	B 院内移植コードィネーター設置 医療機関数(脳死下臓器提供可能施設)	-	19施設	大阪府医療対策課調べ(H28年度)	25施設	31施設
(第7節) アレルギー疾患対策	B ドナー登録者数(新規)	18歳～ 54歳	585人	日本赤十字社データ(H28年度)	700人	850人
(第8節) 歯科医療対策	B 講習会参加者の理解度	-	新規 H30年度把握予定	大阪府地域保健課調べ	増加	増加
	B 府ホームページのアカウント数	-	新規 H30年度把握予定	大阪府地域保健課調べ	増加	増加
	B 地域のネットワーク会議の開催状況	-	29	大阪府地域保健課調べ(H29年度)	増加	増加
	B 難病対策基本方針に基づく難病診療連携拠点病院の設置状況	-	0	大阪府地域保健課調べ(H29年度)	1	1
	B 研修会参加者の理解度	-	(H30年度新規予定)	大阪府地域保健課調べ	増加	増加
	B 講演会参加者の理解度	-	(H29年度把握予定)	大阪府地域保健課調べ	80%	80%
	B 研修会参加者の理解度	-	(H30年度把握予定)	大阪府地域保健課調べ	80%	80%
	B 拠点病院の設置数	-	0	大阪府地域保健課調べ(H29年度)	1～2	1～2
	B 第2次大阪府歯科口腔保健計画での目標値の達成	-	第2次歯科口腔保健計画で評価します			
	B 夜間深夜に歯科診療を行う歯科診療所数	-	1か所	大阪府健康づくり課調べ(H28年)	1か所	1か所
	B 障がい者歯科診療センターの年間利用者数	-	3,103人	大阪府健康づくり課調べ(H28年度)	3,000人	3,000人
	B 在宅歯科医療サービスを実施している歯科診療所数	-	1,134か所	医療施設調査(H26年)	検討中	検討中
	B 医療機関と連携するかかりつけ歯科診療所数	-	539か所	近畿厚生局施設基準届出	增加	増加
	B カカリつけ薬剤師指導料及びかかりつけ薬剤師包括管埋料届出数	-	1,960件(48.4%)	近畿厚生局施設基準届出(H29年)	2,299件(56.8%)	2,338件(65.2%)
(第9節) 薬事対策	B 在宅患者調剤料算の届出数	-	1,366か所(33.8%)	近畿厚生局施設基準届出(H29年)	検討中	検討中
(第10節) 血液確保対策	B 健康サポート薬局の届出数	-	31件	府届出受理件数(H28年)	77件	150件
	B 大阪府献血推進計画の目標献血者数の達成率	16歳以上	97.8%	大阪府医療対策課調べ(H28年)	100%以上	100%以上





# 第7次大阪府保健医療計画 基準病床数 (一般病床及び療養病床)について

大阪府

2017年11月30日

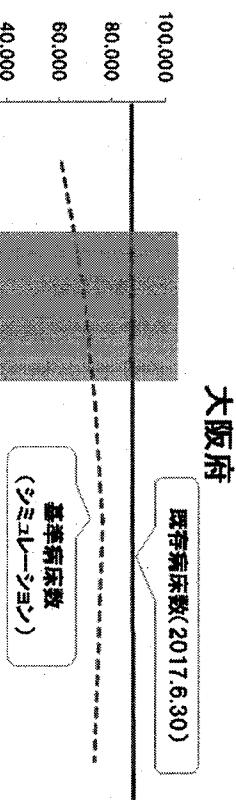
## 将来の医療需要増加への対応・シミュレーション①

- 将来の医療需要の増加が予測されている場合、医療計画作成指針では、対応方法として次の2つの方法が示されている。

- (1) 特例の措置の活用を検討  
⇒「将来の推計人口」(国立社会保障・人口問題研究所(2013年3月推計))を用い基準病床数を設定

- (2) 毎年、基準病床数の見直しについて検討

- 「将来の推計人口」を用いたシミュレーション（府全域）  
2040年まで、「既存病床数」>「基準病床数」となる見込み。



○ 2015年 2020年 2025年 2030年 2035年 2040年

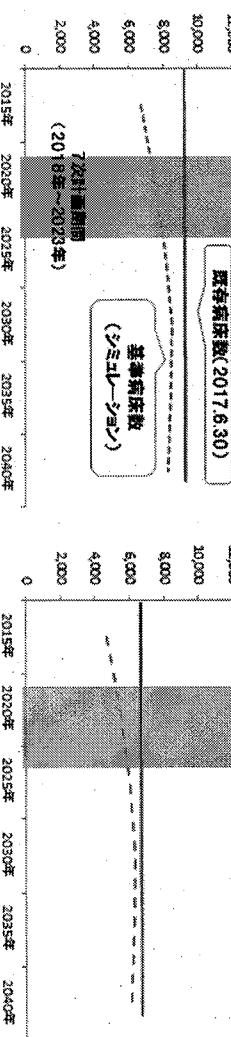
## シミュレーション②

### ●シミュレーション（豊能・三島・北河内・中河内）

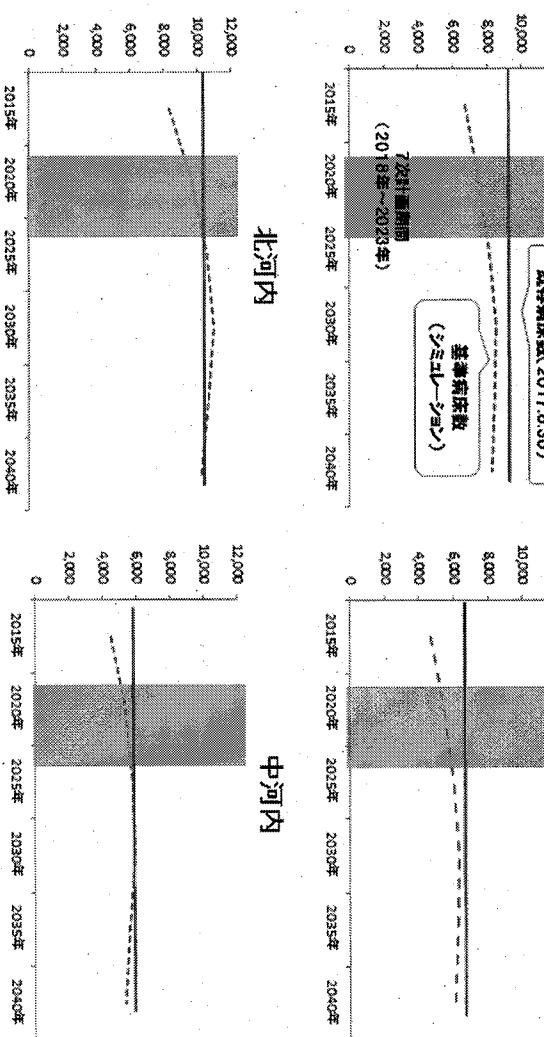
○2020年までは「既存病床数」>「基準病床数」となる見込み。

○しかししながら、2020年以降、「北河内」、「中河内」では、「既存病床数」<「基準病床数」となる可能性がある。

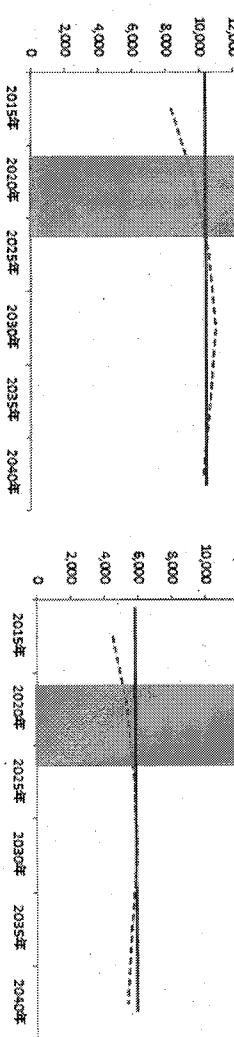
豊能



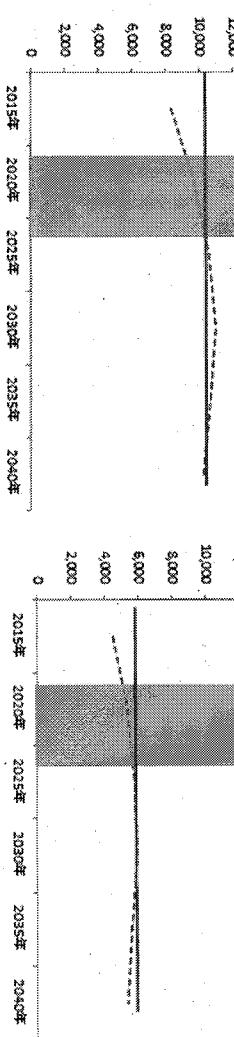
三島



北河内



中河内

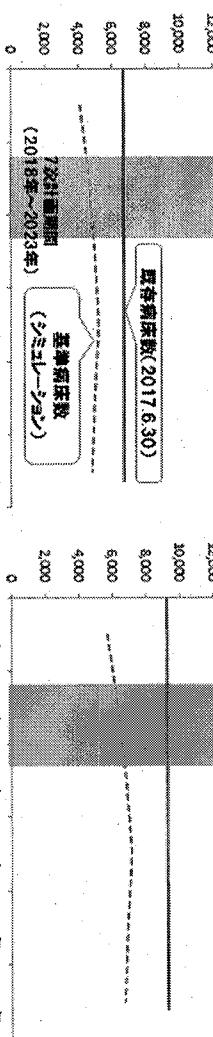


## シミュレーション③

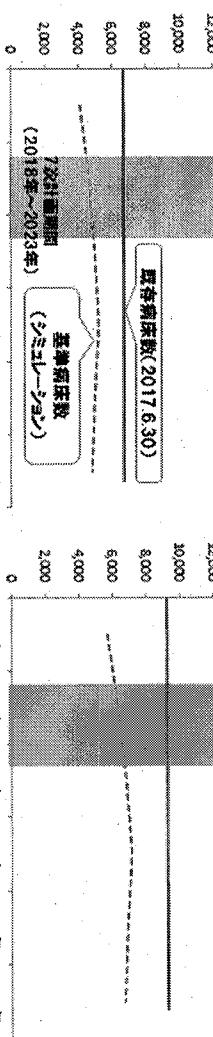
### ●シミュレーション（南河内・堺市・泉州・大阪市）

○2040年まで、「既存病床数」>「基準病床数」となる見込み。

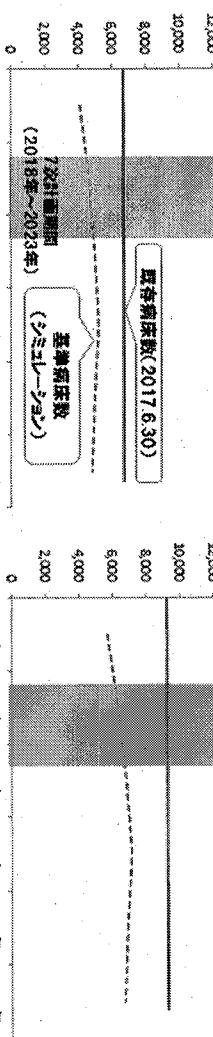
南河内



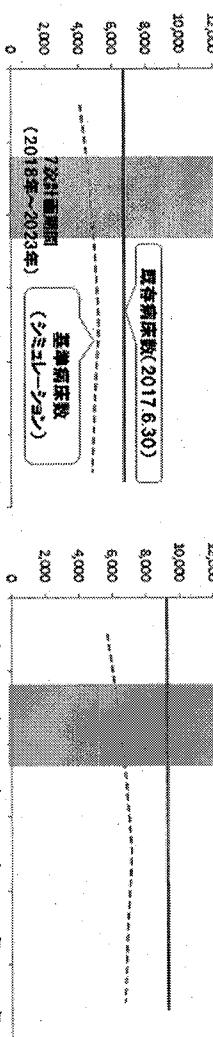
堺市



泉州



大阪市



## 対応方針

### 1 ポイント

- シミュレーションによると、「北河内」、「中河内」において、2025年には一定の規模で「既存病床数」<「基準病床数」となり、計画期間内(2018~2023年度)においても、「既存病床数」<「基準病床数」となる可能性がある。



### 2 対応方針

- 府域全体で「既存病床数」>「基準病床数」であり、将来の見込みについては、より精度を上げた検証を行い特例措置の活用については、その上で判断する。

○新しい将来推計人口の公表等(※)、また患者の受療動向の実態等も踏まえ、毎年、基準病床数の見直しと今後の方向性を検討していく。

※ ○平成30年度に各圏域において必要な病床機能の内容と病床数の明確化

○平成30年4月の診療報酬改定を踏まえた医療機関の動向の見極め

○平成30年春に公表予定の新しい「将来推計人口」(国立社会保障・人口問題研究所)に基づく精査

## 基準病床数(一般病床及び療養病床)の見込みと必要病床数

### ○基準病床数(一般病床及び療養病床)の見込み

二次 医療圏	既存病床数 (2017.6.30)	基準病床数 (第7次) 見込み
豊能	9,194	約6,700
三島	6,636	約4,700
北河内	9,940	約8,300
中河内	5,893	約4,500
南河内	6,675	約4,100
堺市	9,496	約5,700
泉州	8,918	約4,800
大阪市	32,264	約21,900
大阪府	89,016	約60,900

※第7次計画パブコメ案の「第3章 基準病床数」において、具体的な数値を掲載する予定(平成30年1月頃)。

### 【必要病床数の扱いについて】

- 基準病床数(将来シミュレーション)と必要病床数の違い。

- (1) 基準病床数 ⇒ 平均在院日数が短くなることを見越し、一般病床の平均在院日数(は「14.7日」で計算(国指定)。  
病床の機能別(高度急性期・急性期・回復期・慢性期)の値は算出できない。

- (2) 必要病床数 ⇒ 2013年度の医療需要をベースに病床機能別の医療需要を予測。  
当時の府の平均在院日数は「17.4日」。

- 必要病床数については、病床機能別の「病床数」ではなく、「機能区分の割合」を今後の病床機能分化連携を進めていく際の目安とする。  
⇒ 病床機能報告の回復期病床の割合を増やす(第7次計画目標)

## 【参考】第7次大阪府保健医療計画 基準病床数の算出要件

### (1) 一般病床

#### 【算出式】

$$\text{性別・年齢階級別人口} \times \frac{\text{性別・年齢階級別一般病床退院率}}{\text{平均在院日数}} + \frac{\text{流入患者数}}{\text{流出患者数}} - \text{入院患者数}$$

病床利用率

#### 【算出要件】

項目	数値	出典・備考
性別・年齢階級別人口		2015年国勢調査
性別・年齢階級別		【参考】将来推計（2020～40年） 国立社会保障・人口問題研究所推計人口
一般病床退院率		国指定
平均在院日数	14.7日	国指定
流入・流出入院患者数		1日当たりの入院患者数（H28病院報告）×流入（流出）率※ ※ 厚労省データブック（H27年度NDBデータ（国保、後期高 齢者セセプト「一般入院基本料」）
		豊能79.4% 三島83.2% 北河内80.8% 中河内79.5% 南河内77.0% 堺市79.9% 泉州79.3% 大阪市77.3%
病床利用率		厚生労働省告示（一般病床76%）。 ただし、地域の病床利用率（平成28年度 病院報告）が、同告示を上回る場合、 地 域の病床利用率を使用。

## (2) 療養病床

### 【算出式】

$$\text{性別・年齢階級別人口} \times \text{性別・年齢階級別入院受療率} - \text{介護施設・在宅医療等対応可能数} + \text{流入患者数} - \text{流出患者数}$$

病床利用率

### 【算出要件】

項目	数値	出典・備考
性別・年齢階級別人口	2015年国勢調査	
性別・年齢階級別	【参考】将来推計（2020～40年） 国立社会保障・人口問題研究所推計人口	
療養病床入院受療率	国指定	
介護施設・在宅医療等対応可能数	新たなサービス量（地域医療構想で推計した療養病床の医療区分Iの70%と入院受療率地域差解消分）から、療養病床の転換見込み分※を減じた値。 ※医療療養病床：転換調査（平成29年8月）により把握した数 介護療養病床：全数	
流入・流出入院患者数	1日当たりの入院患者数（H28病院報告）×流入（流出）率※ ※ 厚労省データブック（H27年度NDBデータ（国保、後期高齢者レセプト「療養病棟入院基本料」）	
病床利用率	豊能 91.3% 三島 90% 北河内 90% 中河内 90.7% 南河内 90% 堺市 93.0% 泉州 90% 大阪市 91.4%	厚生労働省告示（療養病床90%）。 ただし、団塊の病床利用率（平成28年度病院報告）が、同告示を上回る場合、団塊の病床利用率を使用

## 【参考】地域医療構想における「必要病床数」の算出方法

- 「2013 年度の各医療機能の入院受療率」と「将来の推計人口」から、まず、「将来の医療需要」を算出。

- 次に、「将来の医療需要」を指定された病床稼働率で割り戻して「必要病床数」を算出。

図 将来の医療需要と必要病床数の算出方法

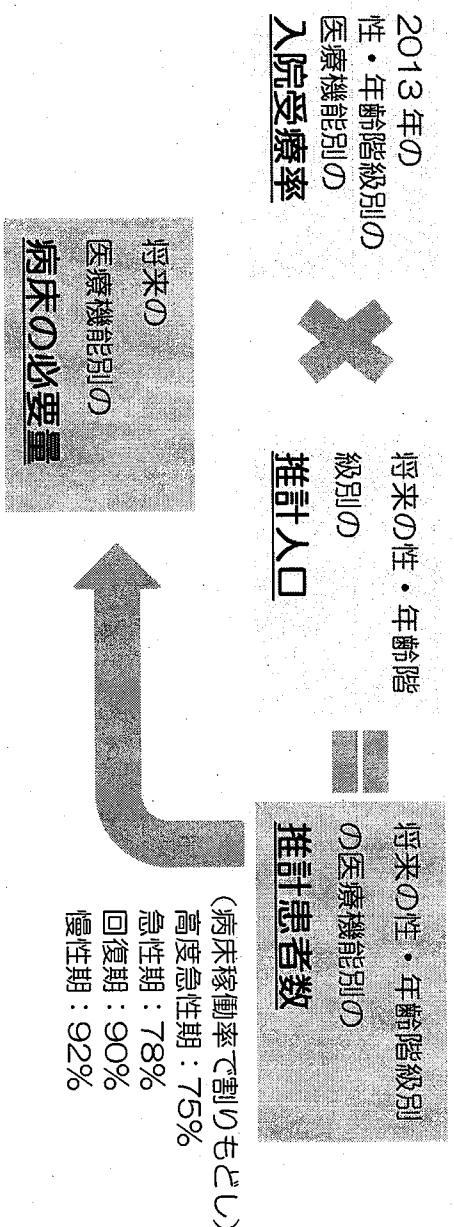


表 医療機能の区分表

医療機能	区分
高度急性期	<ul style="list-style-type: none"> <li>○ 医療資源投入量※：3,000 点以上</li> </ul>
急性期	<ul style="list-style-type: none"> <li>○ 医療資源投入量：600 から 2,999 点</li> <li>○ 医療資源投入量（175 点から 599 点）であるが、リハビリテーション料を加えて 600 点を超える場合</li> </ul>
病床機能	<ul style="list-style-type: none"> <li>○ 医療資源投入量：175 から 599 点</li> <li>○ 医療資源投入量（175 点未満）であるが、リハビリテーション料を加えて 175 点を超える場合</li> <li>○ 回復期リハビリテーション病棟入院料を算定した場合</li> </ul>
回復期	<ul style="list-style-type: none"> <li>○ 一般病床の障害者数・難病患者</li> </ul>
慢性期	<ul style="list-style-type: none"> <li>○ 療養病床の患者（医療区分 1 の 70%除く）</li> <li>○ 療養病床入院受療率の地域差解消分（減算）</li> </ul>

※医療資源投入量：1 日当たりの診療報酬の出来高点数（入院基本料相当分及びリハビリテーション料を除く）

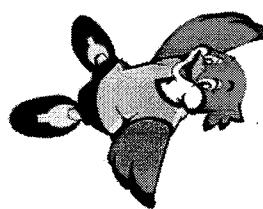
# 今後の「地域医療構想」の推進について

圏域における平成30年度からの主な変更点(詳細は後述)

- 1 医療懇話会(部会)と病床機能懇話会(部会)を再編し、「医療・病床懇話会(部会)(仮)」を設置
- 2 新たに医療機関(病床機能報告対象病院)を対象にした「医療機関連絡会(仮)」を開催

大阪府

2017年11月30日



## 地域医療構想(医療機能分化・連携)の進め方(案)

### ステップ1 現状の病床機能の詳細についての把握

- 病床機能報告制度と、地域医療構想(医療需要、必要病床数)の病床4機能区分の定義が異なっているため、将来必要となる病床数を検討するためには、診療実態を踏まえた分析が必要。



### 医療機関・病床ごとの 診療実態の分析

### ステップ2 現状の課題についての認識の共有

- 実態分析を踏まえ、将来のあるべき姿に対しての「地域の課題」について、関係者間で認識の共有を図る。

#### (1) 病床機能からの視点

⇒「回復期」(サブアキュート・ポストアキュート機能)を持つ病床機能等

#### (2) 診療機能からの視点

⇒地域で必要となる診療機能(5疾病4事業)

### 関係者との将来あるべき 姿の検討

### ステップ3 具体的な目標の設定

⇒ 2025年に向けた地域のあるべき姿に

### 向けた目標の設定



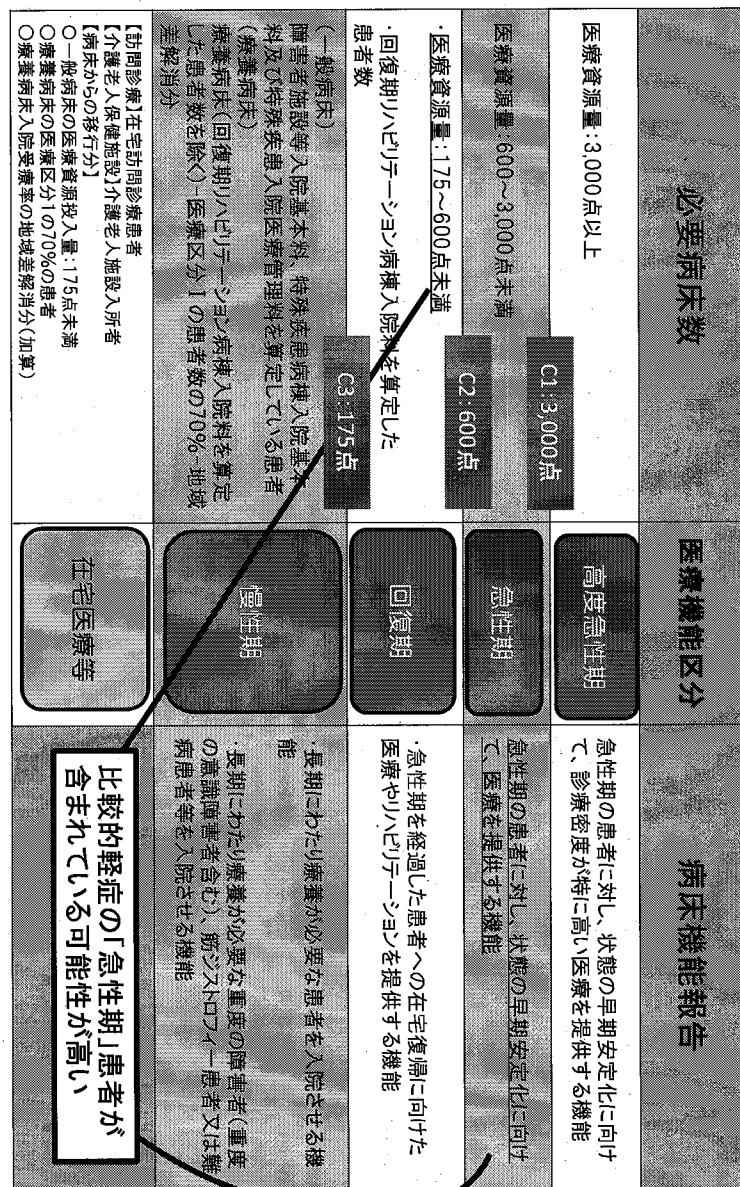
(案)①病床機能('病床4機能」「入院基本料」別の病床)

②診療機能(疾病・事業別の流入・流出率、NDB(SCR)等)

③病床稼働率('病床4機能'別)

## 医療機関・病床ごとの診療実態の分析

- 病床機能報告において「急性期」で報告されている病床のうち、比較的軽症の「急性期患者」に対応している病床の実態を明らかにすることで、将来必要となる「急性期」「回復期」病床をより正確に把握する。



## 地域の関係者との協議の進め方(案)

- 医療機関が病床転換について自主的な取り組みを進められるよう、各会議を系統立てて運営する。
- 医療機能の分化・連携を目的としている「医療懇話会」と「病床機能懇話会」を再編し、新たに「医療・病床懇話会(部会)」(仮称)を設置する。
- 医療機関が自主的な取り組みを進められるよう、全医療機関を対象とした医療機関連絡会(仮称)を新たに開催する。

### 【地域医療構想の推進(医療機能の分化・連携)にかかる会議(案)】

会議名	設置場所等	設置単位	委員構成
保健医療協議会 (地域医療構想調整会議)	附属 機関	二次 医療圏	地区医師会、歯科医師会、薬剤師会、府医、府歯、府業、大病、私病、公立病院協議会、大病協、府看協会、保険者協議会、弁護士会、市町村、病院関係者、社会福祉協議会、消防など
【新規(仮称)】 医療・病床懇話会(部会)	懇話会・ 部会※	二次 医療圏	<ul style="list-style-type: none"> <li>地区医師会 各地区医師会 1名</li> <li>・地区歯科医師会 1名 (区域代表)</li> <li>・地区薬剤師会 1名 (区域代表)</li> <li>・大阪府医師会 1名 (協議会委員)</li> <li>・大阪府病院協会 1名 (協議会委員)</li> <li>・大阪府私立病院協会 2名 (協議会委員)</li> <li>・大阪府公立病院協議会 1名 (協議会委員)</li> <li>・医療保険者 1名 (協議会委員)</li> <li>・市町村 (必要に応じて)</li> </ul>

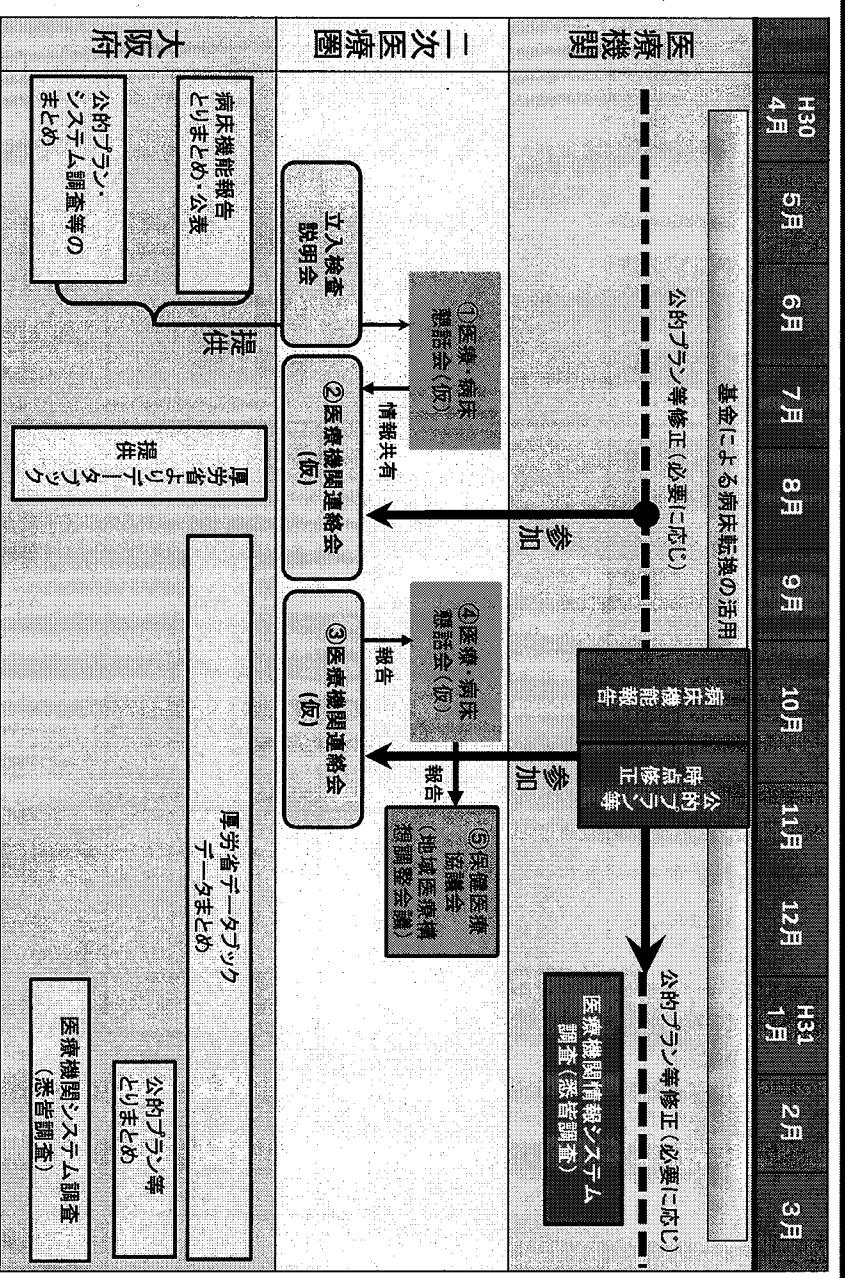
【新規(仮称)】  
医療機関連絡会  
⇒既存の病院との話し合いの場を活用することも可能

※従前から設置している「その他懇話会(部会)」は変更なし。

## 会議等の進め方(案)

立入検査 認明金 (病院) 対象)	①医療・病床 電話会(部会)(仮) 【現 地医療基金(部会)】	②医療機関 連絡会(仮) (病院対象)	③医療機関 連絡会(仮) (病院対象)	④医療・病床 電話会(部会)(仮) 【現 地医療基金(部会)】	⑤保健医療協議会 【地医療基金連絡会】
ステップ2(現状の病床機能の詳細についての認識の共有)	ステップ3(具体的な目標の設定)				
○医療機関の役割の確認 供体制についての 資料提供 ○今年度 のスケ ジュール について	○医療機関の役割の確認 ○医療機能について意見 交換 ○地域医療構想の進捗状 況の確認	○医療機関連絡会 の報告 ○医療提供体制と 診療実績等の確認 ○地域医療構想の進捗状 況の確認	○「地域のあるべき姿(将来の目標)」について 【ねらい】 ・地域における医療提供体制についての課題 への対応について ・民間病院の将来の考え方 ・(建て替え等)について 意向調査の実施	○地域医療介護総合確保 基金について 【ねらい】 ・医療提供体制についての課題 への対応について ・医療機関の今後の 意向の確認 ○地域医療介護総合 確保基金について 【ねらい】 ・医療機能不足する医療機能 の確認 ・地域医療構想の今後の 意向の確認 ○地域医療介護総合 確保基金について 見集約 ○医療計画図面編 進捗管理	○「地域のあるべき姿(将来の目標)」をとりまとめ ・地域医療構想の 進捗状況の確認 ・医療機関の役割の 確認 ・不足する医療機能 の確認 ・医療機関の今後の 意向の確認 ○地域医療介護総合 確保基金について 見集約 ○医療計画図面編 進捗管理
補助金 転換 基 金 P AC 医 計 画	○病床転換に関する 補助金事業の説明 ○昨年度の実績報告 ○地域医療介護総合確保 基金の意見聴取について 説明	○病床転換補助金の 意向調査の説明 結果報告	○意向調査の 結果報告	○地域医療介護総合 確保基金について 見集約 ○医療計画図面編 進捗管理	○地域医療介護総合 確保基金について 見集約 ○医療計画図面編 進捗管理

## 平成30年度 スケジュール(案)



※保健医療協議会は、案件(地域医療支援病院の認定の件)に応じて、別途開催することもある。

## 地域医療構想推進に向けた具体的な目標設定について

- ①病床機能（「病床4機能」「入院基本料」別の病床）、②診療機能（疾患・事業別の流入・流出率、NDB(SCR)等）、③病床稼働率から目標の設定について検討

### 病床稼働率

- 地域で、将来必要となる病床機能を確保する方法
- (1) 圏域内で必要となる病床を整備する。
- (2) 圏域内の医療機能の分化・連携の推進により、医療機関の病床稼働率を向上させる。
- (3) 他圏域で整備されている病床を利用する。

二次医療圏	[参考] 一般病床利用率 (平成28年度)								
	豊能	三島	北河内	中河内	南河内	泉州	堺市	大阪市	鳥取
	79.4%	83.2%	80.8%	79.5%	77.0%	79.9%	79.3%	77.3%	82.4%

○病床4機能毎に  
将来の病床稼働率  
の目標を検討

(参考) 平成29年度第1回東京都地域医療構想調整部会

◆ 病床稼働率													
H27	区中央部	区南部	区西南部	区西部	区西北部	区東北部	区東部	西多摩	南多摩	北多摩西部	北多摩南部	北多摩北部	鳥取
高度急性期機能	91.9%	86.4%	84.3%	84.0%	83.7%	77.4%	75.6%	46.4%	87.1%	91.6%	88.8%	82.4%	
急性期機能	81.1%	83.5%	79.0%	82.1%	83.7%	79.7%	81.9%	76.9%	81.1%	75.9%	78.5%	78.6%	34.3%
回復期機能	84.0%	85.2%	87.9%	84.2%	86.3%	81.5%	80.4%	82.3%	92.3%	83.9%	92.0%	89.8%	
慢性期機能	88.2%	86.1%	92.2%	87.0%	91.5%	90.6%	86.3%	92.0%	93.1%	92.6%	84.8%	91.1%	7

## 地域の関係者との協議にかかる資料

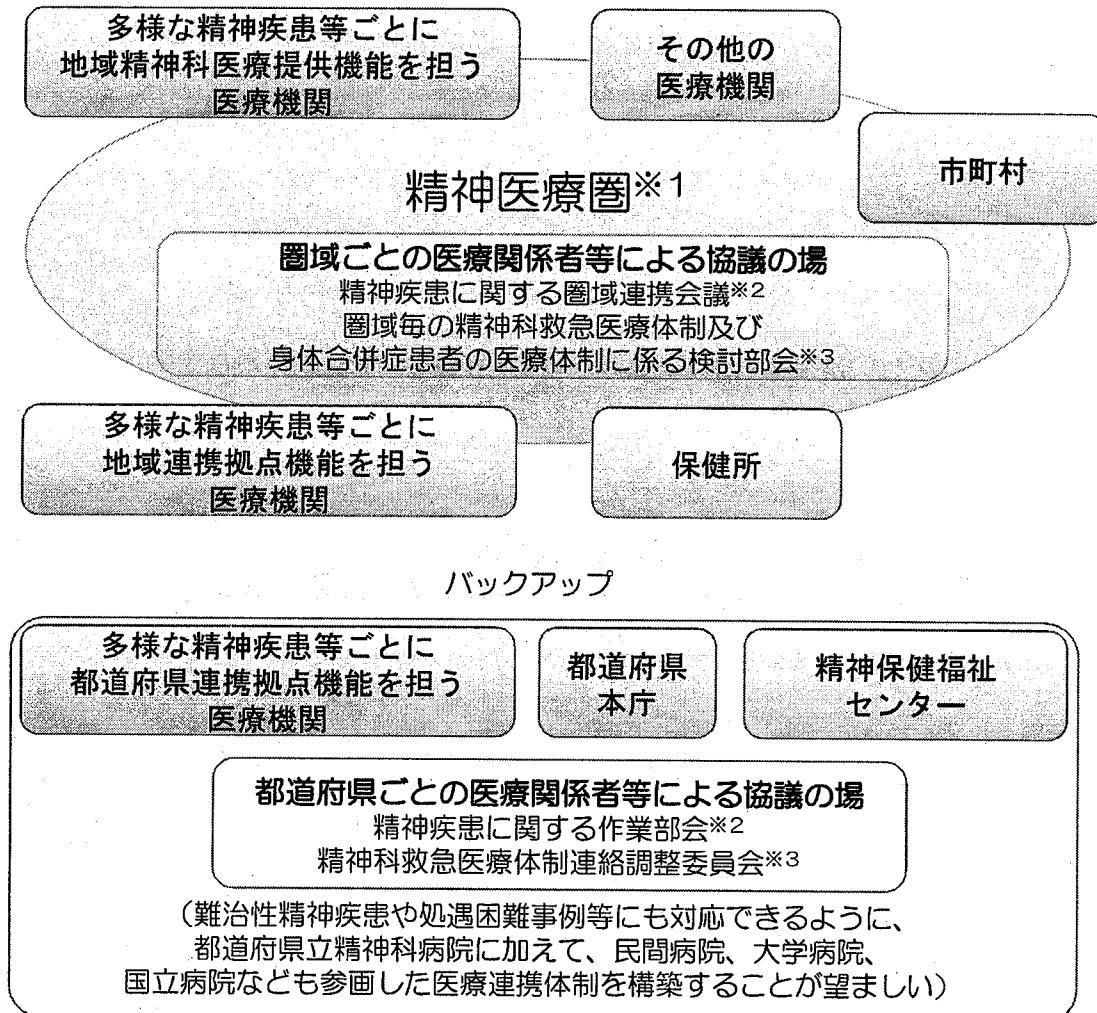
### 徹底した「見える化」

医療機関の診療実績を、医療機関間で相互に共有するなど、医療ニーズや医療資源に関する情報の「見える化」を図る。

医療機関単位	国資料・データタック	病床機能報告	公的第2025プラン・公立病院調査(案)	民間病院 意向調査(案)	医療機関情報 システム	診療実績		病床機能 【4機能】		将来の動向		将来の病床機能 【4機能】		将来の動向	
						● 入院件数の推移	● 救急搬送実績	● 手術件数	● 全身麻酔件数	● 在宅復帰割合	● リハビリの実施状況	△	○	○	● 今後の経営方針 ・建て替え時期 ・診療科の再編等
【入院基本料】															
【入院基本料】															

## 多様な精神疾患等に対応できる医療連携体制（イメージ）

○多様な精神疾患等に対応できる医療連携体制の構築に向けて、「良質かつ適切な精神障害者に対する医療の提供を確保するための指針」を踏まえて、多様な精神疾患等ごとに各医療機関の医療機能を明確にし、役割分担・連携を推進する。



### 精神医療圏における関係機関の役割

#### 【団域ごとの医療関係者等による協議の場の役割】

団域内のあるべき地域精神科医療連携体制の構築を協議する場（特に、団域内の病院・病院間連携および病院・診療所間連携の深化を図る）

〈地域精神科医療提供機能を担う医療機関の主な役割〉  
地域精神科医療の提供

〈地域連携拠点機能を担う医療機関の主な役割〉

- ①医療連携の地域拠点、②情報収集発信の地域拠点
- ③人材育成の地域拠点、④地域精神科医療提供機能支援

〈市町村の主な役割〉

精神保健福祉相談、在宅医療介護連携推進の総合調整

〈保健所の主な役割〉

団域内の医療計画の企画立案実行管理

団域内の医療関係者間の総合調整

### 三次医療圏における関係機関の役割

#### 【都道府県ごとの医療関係者等による協議の場の役割】

都道府県内のあるべき地域精神科医療連携体制の構築を協議する場（特に、多様な精神疾患等ごとに各医療機関の医療機能の明確化を図る）

〈都道府県連携拠点機能を担う医療機関の主な役割〉

- ①医療連携の都道府県拠点、
- ②情報収集発信の都道府県拠点、
- ③人材育成の都道府県拠点、④地域連携拠点機能支援

〈精神保健福祉センターの主な役割〉

保健所、市町村への専門的支援（個別相談、人材育成等）

〈都道府県本庁の主な役割〉

都道府県全体の医療計画の企画立案実行管理

都道府県全体の医療関係者間の総合調整

※1 精神医療圏の設定にあたっては二次医療圏を基本としつつ、障害保健福祉圏域、老人福祉圏域、精神科救急医療圏域等との連携も考慮し、地域の実情を勘案して弾力的に設定。

※2 医療計画作成指針に基づく協議の場

※3 精神科救急医療体制整備事業実施要綱に基づく協議の場

# 保健医療計画に基づく精神疾患の協議の場(案)

## 保健医療協議会(各圏域に設置)



必要に応じて、収集した意見を具申する

- ・医療・病床懇話会(部会)《仮称》
- ・歯科保健懇話会(部会)
- ・薬事懇話会(部会)
- ・救急懇話会(救急医療体制調整部会)
- ・在宅医療懇話会(在宅医療・ターミナルケア部会)

+

- ・精神疾患懇話会(部会)《仮称》

新規に追加

大阪府地域保健医療推進懇話会設置要綱に基づき設置

### 精神疾患懇話会(部会)《仮称》の概要

- ・開催回数 年1回程度
- ・メンバー 医師会、歯科医師会、薬剤師会、大阪精神科病院協会、大阪精神科診療所協会、大学病院、救命救急Cなど10人程度+市町村等
- ・会議内容 保健医療計画に基づく圏域ごとの精神医療体制

※懇話会とする場合は、懇話会設置要綱に「精神疾患懇話会(仮称)」を追加